

上名寄集住住宅等整備事業

1億2,130万円の補正予算を可決

総務産業常任委員会に付託を受けた案件について、主な審議経過を報告します。

◆農業振興基本条例の改正

持続可能な農業基盤の確立を図るため所要の改正を行うもので、中核的農業者や経営継承を目指す担い手への支援強化と財政規律維持を鑑み、各補助事業に限度額を設定するものです。

委員からの質問に対し、「限度額の設定については審議会内でも議論があった。制度の見直しは、必要に応じ、その都度行っていく。今後の制



度活用は、リーストル牛舎の整備や担い手の農業機械購入などが考えられる。法人化を促進していく制度設計となっている。本制度活用による総体補助負担の計画は立っていない。」などの説明があり、審査後、論点整理、議員間対話を踏ま

え、当委員会として次の意見を付すもので、

農業が本町の基盤をなすものであることを踏まえ、農業を取り巻く情勢や環境の変化、さらには農業者の意向等を的確に把握しながら、

1・支援制度の評価を徹底するとともに、必要に応じて制度の見直しを適宜行うこと。

2・緊急に対策を講ずる必要性が生じる場合、速やかに支援制度の創設、拡充等を適切に行うこと。

◆町立デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の改正

介護保険法の改正により、要支援者を対象とした通所介護事業が介護予防・日常生活支援総合事業に移行され、利用料について明記すべき文言を追加する改正を行うもので、デイサービスセンターの利用料について、現行の介護報酬に基づく利用料のほか、総合事業に移行する新たなサービス体系に基づく利用料の根拠について、必要な文言を追加するものです。

◆病院事業の設置等に関する条例の改正

町立病院を国民健康保険診療施設として位置づけ、運営していくため、

所要の改正を行うものです。

委員からの質問に対し、「病院名称や体制は変わらない。今後さらに医療と介護の連携を進めていきたい。調査した結果、財政的に有利であり、総合的にメリットがあると判断した。29年度、国保直営診療施設整備補助でCT、電子カルテ導入を予定しており、一次診療で町立病院の患者数増加を見込んでいる。また、会計精算の時間も短縮される見込みである。病院がどう変わるのか広報などを通して町民へお知らせする。」などの説明がありました。

以上、条例改正3議案については当委員会の審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。